

# ろうきん住宅ローン（住きっと！500）

2020年10月1日現在

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ろうきん会員の方、生協組合員の方、「ろうきんクラブアソシエール」に加入できる方。</li> <li>◇ 原則、最終ご返済年齢が満76歳未満の方。</li> <li>◇ 勤続年数が原則1年以上の方。</li> <li>◇ ご返済に見合う安定した収入のある方で、前年年収が150万円以上の方。</li> </ul>						
資金用途	<p>① 申込人または親族の居住用に関する住宅の購入・新築・増改築・土地購入資金。      ② 上記①に付随する土地の定着物資金・車庫・塀・物置または物件取得に関する諸費用。      ③ 増額借換、及び上記①の資金使途として利用した金融機関・クレジット等からの借換資金。      ④ 上記①～③と同時に購入する住まいに関連する物品費用（家具・照明器具等）。      ※ 全期間固定金利型は、土地のみの購入資金にはご利用いただけません。      ⑤ 上記の資金用途に加え、他金融機関等で利用中の無担保ローンおよびカードローンなどの借換資金、住まいに関連する家電費用（最高500万円）。      ※ 借換対象とするローンは、本人および連帯債務者が利用中のものに限ります。</p>						
ご融資の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 目的となった物件に第1順位で抵当権を設定して頂きます。</li> <li>◇ 建物を取得した際は火災保険にご加入頂きます。</li> </ul>						
ご融資限度額	10,000万円以内						
ご返済期間	40年以内。						
ご返済方法	元利均等返済（ボーナス返済併用可）となります。						
ご融資金利	当庫所定の金利となります。 なお、金利の仕組みについては住宅ローンを参照願います。						
団体信用生命保険	ご融資残高の範囲内でのうきん団体信用生命保険、団体信用就業不能保障保険・団体信用生命保険、またはろうきんオールマイティ保障型団信（3大疾病保障特約・障がい特約付団体信用生命保険）（上限1億円）の何れかを付保することができます。						
保証機関	<p>以下の通りとなります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">保証機関名</th> <th style="text-align: center;">保証料</th> <th style="text-align: center;">保証料お支払方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(一社)日本労働者信用基金協会</td> <td style="text-align: center;">保証機関の定めによる保証料が別途必要となります。</td> <td style="text-align: center;">一括前払い 金利上乗せ</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ろうきん会員の方は保証料無料（当庫負担）となります。</p>	保証機関名	保証料	保証料お支払方法	(一社)日本労働者信用基金協会	保証機関の定めによる保証料が別途必要となります。	一括前払い 金利上乗せ
保証機関名	保証料	保証料お支払方法					
(一社)日本労働者信用基金協会	保証機関の定めによる保証料が別途必要となります。	一括前払い 金利上乗せ					
繰上償還手数料	定めによるものとします。						
不動産担保融資取扱手数料	資金使途が借換資金の場合は49,500円の手数料をご負担頂きます。 「ろうきん住宅ローン～すまいる上手～」の場合、資金使途に関わらず「ご融資額×2.20%」の手数料をご負担いただきます。						
固定金利期間特約型再特約手数料	5,500円。（収入印紙代別途要）						
保証人	原則不要ですが、審査等により必要となる場合があります。						
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 資金使途に住宅資金以外が含まれるため、民事再生法における「住宅資金貸付債権（住宅ローン）に関する特則」の適用対象外となる可能性があります。</li> <li>◇ 住宅資金以外の費用は住宅取得等特別控除の対象外となる可能性があります。</li> </ul>						
苦情・相談等の窓口	次ページをご参照ください。						

## 苦情・相談等の窓口

ろうきんへのご相談・苦情・お問い合わせ	<p>ご契約内容や商品に関するご相談・苦情・お問い合わせは、当庫本支店のほか、下記の受付窓口までお申し出ください。</p> <p>【窓口：北海道労働金庫 お客様相談センター】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電話番号：0120-510-924 電話による受付時間 午前9時～午後5時 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)</li><li>・ファクシミリ：011-764-2215 なお、苦情対応の手続については、店頭にて「苦情への対応の概要」をご用意しておりますのでお申し付けいただかず、当金庫ホームページをご覧ください。</li><li>・ホームページアドレス <a href="https://www.rokin-hokkaido.or.jp">https://www.rokin-hokkaido.or.jp</a> * ホームページ画面の「お問い合わせ・相談・苦情」ボタンをご利用ください。</li><li>・郵送先：〒001-0907 札幌市北区新琴似7条2丁目2-18</li></ul>
第三者機関に問題解決を相談したい場合	<p>下記の（一社）全国労働金庫協会が設置・運営する「ろうきん相談所」でも、ろうきんに関するご相談・苦情等をお受けしております。公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申出者のご了解を得たうえで、お取引き先の労働金庫に対して迅速な解決を促します。</p> <p>【窓口：ろうきん相談所】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・電話番号：0120-177-288 電話による受付時間 午前9時～午後5時 (土日・祝日および金融機関の休日を除く)</li><li>・ファクシミリ：03-3295-6751</li><li>・E-mail：<a href="mailto:soudansyo@ho.rokinbank.or.jp">soudansyo@ho.rokinbank.or.jp</a></li><li>・郵送先：〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-5-15</li></ul> <p>紛争解決のための機関として、東京三弁護士会が設置運営する下記の「仲裁センター」への取次も可能ですので、上記「ろうきん相談所」へお申し出ください。なお、お客様が直接弁護士会へ申し出ることも可能です。</p> <p>【仲裁センター】</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター：03-3581-0031 第一東京弁護士会仲裁センター：03-3595-8588 第二東京弁護士会仲裁センター：03-3581-2249 * なお、紛争解決措置については、店頭にて「紛争解決措置の概要」をご用意しておりますのでお申し付けいただかず、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ホームページアドレス <a href="https://www.rokin-hokkaido.or.jp">https://www.rokin-hokkaido.or.jp</a></li></ul>